審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	経営支援課	検索番号	5 - 4
法令名	中小企業団体の組織に関する法律		根 拠 条 項	9	
許認可等	商工組合の特別の地区の承認				

## 1 根拠規定(許認可要件)

商工組合は、都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができるものであるが、知事の承認を得れば特別の地域を地区とすることができる。

## 2 審查基準

商工組合の特別の地区の承認に当っては、次の要件を満たすものでなければならない。 中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合制度の運用について

(平成 12年 12月 18日付け商第 885号愛媛県知事通知)

- (5) 商工組合設立に当たっては、特別の事情がないかぎり、別紙「業種別組合地区表」に準拠して、組合の地区を定めること。 (6) 一又は二以上の都道府県の区域以外の区域を地区とする商工組合の設立は、原則として、
- (6) 一又は二以上の都道府県の区域以外の区域を地区とする商工組合の設立は、原則として、 - 認可しない。